

# 食品安全委員会第824回会合議事録

1. 日時 令和3年7月6日(火) 14:00~14:15

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質

アブシシン酸

(厚生労働省からの説明)

・農薬6品目

アフィドピロペン

スルホキサフロル

テトラニリプロール

フルアジナム

フロラスラム

ペンチオピラド

(厚生労働省からの説明)

(2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

厚生労働省 小池残留農薬等基準審査室長

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、  
石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、蛭田評価情報分析官、  
藤田リスクコミュニケーション官、高山評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<アブシシン酸>

- 資料 1-2 食品健康影響評価について<アフィドピロペン>
- 資料 1-3 食品健康影響評価について<スルホキサフロル>
- 資料 1-4 食品健康影響評価について<テトラニリプロール>
- 資料 1-5 食品健康影響評価について<フルアジナム>
- 資料 1-6 食品健康影響評価について<フロラスラム>
- 資料 1-7 食品健康影響評価について<ペンチオピラド>
- 資料 1-8 「アブシシン酸」「アフィドピロペン」「スルホキサフロル」「テトラニリプロール」「フルアジナム」「フロラスラム」及び「ペンチオピラド」の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について

## 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第824回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省の小池残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第824回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は8点ございます。

資料1-1から1-7までがいずれも同じ資料名で「食品健康影響評価について」、資料1-8が「『アブシシン酸』『アフィドピロペン』『スルホキサフロル』『テトラニリプロール』『フルアジナム』『フロラスラム』及び『ペンチオピラド』」の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和3年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっし

やいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-7までにありますとおり、厚生労働大臣から6月30日付で食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質1品目及び農薬6品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質1品目及び農薬6品目について、厚生労働省の小池残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○小池残留農薬等基準審査室長 厚生労働省食品基準審査課残留農薬等基準審査室長の小池でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、計7品目について、資料1-8にまとめておりますので、1-8を使って御説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-8、1ページめくっていただけますでしょうか。1剤目、農薬「アブシシン酸」でございます。本件につきましては、農林水産省から農薬取締法に基づく残留基準値設定の要請がなされているものでございます。アブシシン酸は広く植物中に存在する植物ホルモンの一種でありまして、通常食品としての農作物から摂取しているというふうに考えられます。

本剤の使用の範囲における残留の程度から見て、当該農薬を使用して生産された農産物を摂取したとしても人の健康に影響はないと考えられることから、食品衛生法第13条第3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるこ

とについて、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は植物成長調整剤でございまして、日本においては農薬登録がこれまでされておらず、今回、ぶどう、品種として巨峰及びピオーネへの新規登録申請が行われてございます。

国際機関、海外での状況ですが、JMPR では評価は行われておらず、諸外国において基準値を設定されておりません。米国、欧州、オーストラリアでは基準設定の必要がないとされているものでございます。

食品安全委員会での評価等につきましては、今回が初となるところでございます。

めくっていただきまして、2 剤目、農薬「アフィドロピロペン」でございまして。本件につきましては、農薬取締法に基づく残留基準値設定の要請と畜産物への基準値設定の要請、また、インポートトレランスによる残留基準値設定の申請がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございまして。

日本においては農薬登録がされておらず、今回、小麦、ばれいしょなどへの新規登録申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPR において毒性評価がなされているところでございます。また、諸外国においては、米国でいちご、畜産物、カナダでばれいしょ、トマトなどに基準値が設定されております。今般、いちご、畜産物などについてインポートトレランス申請がなされてございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、これまでに 1 回御評価いただいております。ADI が 0.08、ARfD が 0.18 と設定されております。

続きまして、めくっていただいて 3 剤目、農薬「スルホキサフロル」でございまして。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請と畜産物への基準値設定の要請、また、インポートトレランスによる残留基準値の設定の申請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございまして、日本においては農薬として、稲、りんごなどに農薬登録されてございます。今回、小麦やキウイフルーツなどへの適用拡大申請がなされているところでございます。

国際機関や海外での状況でございますが、JMPR において毒性評価がなされておりました、国際基準は小麦、ぶどうなどに設定されています。また、諸外国においては米国で小麦、ベリー類、欧州でばれいしょ、ももなどに基準値が設定されてございます。今回、ブルーベリー、マンゴーなどについてインポートトレランス申請されております。

食品安全委員会の評価等でございますが、これまでに 1 回評価いただいております。ADI が 0.042、ARfD が 0.25 と設定されているものでございます。

次にめくっていただきまして、4 剤目でございまして。農薬「テトラニプロール」でございまして。本件につきましては、インポートトレランスによる残留基準値設定の申請、また、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされてい

ることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございまして、日本においては農薬としてキャベツ、なすなどに農薬登録されております。今回、だいこん、ほうれんそうなどへの適用拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況につきまして、諸外国で、米国で大豆、畜産物、カナダでレモン、アーモンドなどの基準値が設定されているものでございます。今回、みかん、畜産物などについてインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会での評価特につきましては、これまで1回評価いただいております、ADIが0.88というふうに設定をされてございます。

めくっていただきまして、5剤目、農薬「フルアジナム」でございまして。本件については、農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。用途は殺菌剤でございまして、日本においては農薬としてばれいしょ、りんごなどに農薬登録されてございまして、今回、かんしょへの適用拡大申請がなされております。

諸外国の基準については、米国でりんご、キャベツ、欧州でばれいしょなどに基準値が設定されています。

食品安全委員会での評価等ですが、これまでに2回評価いただいております、ADIが0.01、ARFDは一般の集団に対して0.5、さらに、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対して0.02ということで設定されてございます。

めくっていただいて、6剤目、農薬「フロラスラム」でございまして。本件につきましては、インポートトレランスによる残留基準値設定の申請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は除草剤でありまして、日本においては、農薬として食用作物への適用はございません。

諸外国においては、米国、欧州で小麦、大麦などの基準値が設定されているものでございます。今回、この小麦、大麦などについてインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会での評価等ですが、過去に暫定基準が設定されており、これを一旦削除しておりますが、今般、改めて基準設定要請があったことから、今回新たに評価をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、7剤目、農薬「ペンチオピラド」でございまして。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は殺菌剤でございまして、日本においては農薬としてキャベツ、きゅうりなどに農薬登録されております。今回、にんにくへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はば

れいしょ、たまねぎ等に設定されております。

また、諸外国においては米国で小麦、大麦、欧州でレタス、にんにくなどの基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価等ですが、これまでに5回評価をいただいております、ADIが0.081、ARfDが1.2と設定をさせていただきます。

最後になりますが、別添2といたしまして、食品安全委員会に評価を2回目以降お願いするものにつきまして、追加データの状況について列挙しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

ただ今厚生労働省から御説明いただいた農薬「アフィドピロペン」「スルホキサフロル」「テトラニリプロール」「フルアジナム」及び「ペンチオピラド」の5品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

農薬5品目については、今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の浅野委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、説明をお願いいたします。

○浅野委員 農薬「スルホキサフロル」「テトラニリプロール」「フルアジナム」及び「ペンチオピラド」につきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。

また、農薬「アフィドピロペン」につきましては、家畜代謝試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の委員からの説明によれば、農薬「スルホキサフロル」「テトラニリプロール」「フルアジナム」及び「ペンチオピラド」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定する。農薬「アフィドピロペン」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議をするということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「アフィドピロペン」については、農薬第二専門調査会において、農薬「フロラスラム」については、農薬第五専門調査会において審議することといたします。

また、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「アブシシン酸」については、農薬第三専門調査会において審議することといたします。

小池室長、どうもありがとうございました。

(2) その他
---------

○山本委員長 ほかに議事はございませんか。

○新総務課長 特にございませぬ。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、7月13日火曜日14時から開催を予定しております。

以上をもちまして、第824回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。